

二 議定書附属書FのグループII	トリフルオロメタン (別名HFC-113)	(二三) (二四) (二五) (二六) (二七)	一・一・一・二・二 一・一・一・トリフルオロエタン (別名HFC-113a) フルオロメタン (別名HFC-14) 一・二・ジフルオロエタン (別名HFC-125) 一・一・ジフルオロエタン (別名HFC-152a)	三、五〇〇 四、四七〇 九二 五三 一二四
	一四、八〇〇			

第二條 次に掲げる政令の規定中「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」を「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」に改める。

- 一 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令 (平成十七年政令第四百六十六号) 第二百九十五号
- 二 行政不服審査法施行令 (平成二十七年政令第三百九十一号) 第十五条第二項第三十七号

附則 (施行期日)

- この政令は、平成二十八年十月十五日に採択されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第一条中特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令第一条の改正規定及び同令別表を別表第一とし、同表の次に一表を加える改正規定は、公布の日から施行する。
(特定家庭用機器再商品化法施行令及びダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部改正)
- 次に掲げる政令の規定中「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令」を「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令」に、「別表一」を「別表第一」に改める。
 - 特定家庭用機器再商品化法施行令 (平成十年政令第三百七十八号) 第二条第二項第一号
 - ダイオキシン類対策特別措置法施行令 (平成十一年政令第四百三十三号) 別表第二第十七号

省 令

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 野田 聖子
経済産業大臣 世耕 弘成
環境大臣 中川 雅治

○国土交通省令第六十二号

道路運送車両法 (昭和二十六年法律第八十五号) 第三十九条第二項、第七十六条及び第一百二条第五項の規定に基づき、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

国土交通大臣 石井 啓一

平成三十年八月十日

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令
道路運送車両法施行規則 (昭和二十六年運輸省令第七十四号) の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
<p>(検査対象軽自動車の車両番号)</p> <p>第三十六条の十七 検査対象軽自動車の車両番号は、次に掲げる文字をその順序により組み合わせるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 検査対象軽自動車の用途による分類番号を表示する二文字のアラビア数字又は最初の字がアラビア数字であつて、その他の字がアラビア数字若しくはローマ字若しくはこれらの組合せである三字 (別表第二の四)</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>(検査対象軽自動車の車両番号)</p> <p>第三十六条の十七 検査対象軽自動車の車両番号は、次に掲げる文字をその順序により組み合わせるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 検査対象軽自動車の用途による分類番号を表示する三けた以下のアラビア数字 (別表第二の四)</p> <p>三・四 (略)</p>

2・3 (略)
(申請等の却下)

第六十九条の三 国土交通大臣は、法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協
会)は、法第百二条第五項の規定により申請等を却下したときは、遅滞なく、その理由を示し
つ、その旨を申請申請者にした者に通知しなければならない。

別表第二の四 (銀三十六条の十七(略))

自動車用途による区分	分類番号
1 貨物の運送の用に供する自動車	40から49まで、400から499まで、600から699 まで、40Aから49Zまで、60Aから69Zまで、 4A0から4Z9まで、6A0から6Z9ま で、4AAから4ZZまで及び6AAから6 ZZまで
2 人の運送の用に供する自動車	50から59まで、500から599まで、700から799 まで、50Aから59Zまで、70Aから79Zまで、 5A0から5Z9まで、7A0から7Z9ま で、5AAから5ZZまで及び7AAから7 ZZまで
3 散水自動車、広告宣伝用自動車、霊き ゆう自動車その他特種の用途に供する自 動車	80から89まで、800から899まで、80Aから89 Zまで、8A0から8Z9まで及び8AAか ら8ZZまで

第一号様式(自動車登録番号標)(第十一条関係)

(その1)～(その4) (略)

備考

(1)～(5) (略)

(6) 運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字が四文字の場合は、当該
文字の横の長さは分類番号が二字であるときは27ミリメートル、分類番号が三字であるとき
は22ミリメートルとし、分類番号を表示するアラビア数字又はローマ字の横の長さは分類番
号が二字であるときは27ミリメートル、分類番号が三字であるときは23ミリメートルとする
こと。ただし、(4)ただし書に規定する自動車に取り付ける自動車登録番号標については、運
輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字の横の長さは分類番号が二字
であるときは35ミリメートル、分類番号が三字であるときは33ミリメートルとし、分類番号
を表示するアラビア数字又はローマ字の横の長さは30ミリメートルとすること。

(7) (略)

第十二号様式(車両番号標)(第四十五条関係)

(その1)～(その4) (略)

備考

(1)～(5) (略)

2・3 (略)
(申請等の却下)

第六十九条の三 国土交通大臣は、法第百二条第五項の規定により申請等を却下したときは、遅
滞なく、その理由を示しつ、その旨を申請申請者にした者に通知しなければならない。

別表第二の四 (銀三十六条の十七(略))

自動車用途による区分	分類番号
1 貨物の運送の用に供する自動車	40から49まで、400から499まで及び600から 699まで
2 人の運送の用に供する自動車	50から59まで、500から599まで及び700から 799まで
3 散水自動車、広告宣伝用自動車、霊き ゆう自動車その他特種の用途に供する自 動車	80から89まで及び800から899まで

第一号様式(自動車登録番号標)(第十一条関係)

(その1)～(その4) (略)

備考

(1)～(5) (略)

(6) 運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字が四文字の場合は、当該
文字の横の長さは分類番号が二字であるときは27ミリメートル、分類番号が三字であるとき
は22ミリメートル、分類番号を表示するアラビア数字又はローマ字の横の長さは分類番
号が二字であるときは27ミリメートル、分類番号が三字であるときは23ミリメートルとする
こと。ただし、(4)ただし書に規定する自動車に取り付ける自動車登録番号標については、運
輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字の横の長さは分類番号が二
字であるときは35ミリメートル、分類番号が三字であるときは33ミリメートルとし、分類番
号を表示するアラビア数字又はアラビア数字及びローマ字の組合せの横の長さは30ミリメ
ートルとすること。

(7) (略)

第十二号様式(車両番号標)(第四十五条関係)

(その1)～(その4) (略)

備考

(1)～(5) (略)

(6) 運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字が四文字の場合は、当該文字の横の長さは分類番号が二文字であるときは27ミリメートル、分類番号が三文字であるときは22ミリメートルとし、分類番号を表示するアラビア数字又はローマ数字の横の長さは分類番号が二文字であるときは27ミリメートル、分類番号が三文字であるときは23ミリメートルとすること。(略)

趣意
この旨をわが公布の日から施行する。

号

示

〇関係業務省庁長官印

中小企業支援法 (昭和三十八年法律第四十七号) 第三十一条の規定に基づき、平成三十年四月二十八日現在中小企業支援法の改正を定むる旨の「関係業務省庁長官印」を添付する。

平成三十年四月十日

経済産業大臣 中野 啓祐

平成30年度中小企業支援計画

1. 中小企業を取り巻く環境と課題
平成29年度の我が国経済は、平成24年末からの緩やかな景気回復傾向が続いており、中小企業の業況は総じて改善傾向にあること、売上高が増加基調にあること、これが功を奏し経常利益が過去最高水準で推移し、倒産件数が9年連続で減少し続けているなど、経済の好循環が回り始めています。他方、こうした環境の中、中小企業は下記のような課題に直面している。

(1) 人手不足と労働生産性の伸び悩み

我が国の生産年齢人口の減少や少子高齢化などの構造的問題を背景に、中小企業の人手不足感があらゆる業種で強まっており、求人難が中小企業の経営課題として占める割合が増えてきている。

そのような中、中小企業によるIT投資や設備投資、業務見直しなどによる生産性向上が急務だが、経済の先行き不透明さから、足下の中小企業の設備投資は、設備年齢上昇を背景とする更なる投資が中心で力強さに欠けており、大企業との生産性格差は拡大傾向にある。

また、中小企業の経営者の高齢化による事業承継問題が深刻化しており、今後10年の間に平均引退年齢の70歳を超える経営者が約245万人になると推計されている。

(2) 取引環境

足下では、仕入価格D1も販売価格D1も同様に上昇基調であるものの、仕入価格D1の上昇幅が販売価格D1のそれを凌駕しており、交易条件は悪化している。中小企業が円滑に価格転嫁できるような収益力を十分に獲得できる環境の整備が課題となっている。

(3) 災害からの復旧・復興と中小企業の災害対応力

東日本大震災や熊本地震から数年が経過したが、今なお土地の嵩上げ工事の遅れなどを背景として復旧が遅れている中小企業が存在している。また、自然災害が頻発する中、中小企業における事業継続計画(BCP)の策定を始めとする災害への備えは依然として十分には進んでいない。

(6) 運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字が四文字の場合は、当該文字の横の長さは分類番号が二けたであるときは27ミリメートル、分類番号が三けたであるときは22ミリメートル、分類番号を表示するアラビア数字の横の長さは分類番号が二けたであるときは27ミリメートル、分類番号が三けたであるときは23ミリメートルとすること。(略)

(7) (略)

II. 中小企業の支援に関する基本方針

以上の課題の中でも、人口減少と少子高齢化が中小企業に与える影響は大きい。経営者の高齢化が進んでおり、特に地方において事業承継問題は深刻である。人手不足も常態化しており、中小企業における働き方改革や生産性向上は喫緊の課題である。

このような中小企業が直面している課題に対応すべく、国、都道府県等(中小企業支援法施行令第2条で指定する市を含む。以下同じ。)及び独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下、中小機構)は、適切な支援体制を構築し、支援施策を充実させることにより、中小企業・小規模事業者の成長や持続的発展に万全を期していく。

1. 中小企業支援体制に関する基本方針

中小企業支援施策を立案する国、都道府県等及び中小機構と、事業者と直接接する各中小企業支援機関が緊密に連携し、全国の中小企業へと施策を適切に届ける体制を構築する。特に、事業承継や働き方改革など、全国の中小企業における喫緊の課題については、国・都道府県等が中小企業者に身近な支援機関と連携して、ネットワーク型の情報提供を実施する。

(1) 中小企業支援機関に関する基本方針

中小企業支援体制の在り方について、平成29年6月に「中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会 中間整理」がとりまとめられた。今後は「中間整理」を踏まえ、「中小企業支援機関の能力向上」、「中小企業支援機関の役割分担の明確化」及び「中小企業支援機関の連携強化」に向けた取組を進める。

(2) 国・都道府県等・中小機構に関する基本方針

中小企業支援事業を実施する主体である国、都道府県等及び中小機構は、自らが中小企業支援施策の実施機関としての役割を果たすとともに、支援人材の育成や支援機関に対する支援を通じて、支援機関の能力向上等に取り組み、また、国、都道府県等及び中小機構においても、本計画に准い、役割分担の明確化、連携の強化を実施する。

2. 中小企業支援施策に関する基本方針

1. において示した中小企業を取り巻く環境と課題を踏まえ、『生産性革命』と『人づくり革命』の推進、「安定した事業環境の整備」及び「災害からの復旧・復興、中小企業の抜本的な生産性向上や、事業承継・再編・統合による新陳代謝の促進、人材不足への対応、小規模事業者対策、海外展開・地域へのインバウンド拡大、金融支援等」に取り組み。

III. 国の事業

1. 事業の実施体制

(1) よろず支援拠点の能力向上
よろず支援拠点の新たなPDCAサイクルの確立に向け、平成29年度に、活動基本方針とこれを踏まえた各拠点の事業実施計画を策定するとともに、評価方針・評価項目に基づく拠点評価を実施したところであり、平成30年度においては、当該PDCAサイクルの本格的な運用を開始する。